

土木工事標準積算基準書適用にあたっての留意事項

(令和7年7月30日改定)

佐賀県では、「令和7年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書」の市販版を使用しますが、次表に示す事項においては、佐賀県独自の取扱い及び運用等を定めていますので、適用にあたっては留意してください。

基準書ページ	留 意 事 項
・ I -1-①-1	【文の一部読み替え】 1 適用範囲 ・ 「国土交通省直轄」を「佐賀県県土整備部（港湾事業等の海上工事等及び建築工事を除く）」と読み替える。 【項目及び本文の削除】 2 基準の適用 ・ 基準の適用日については、佐賀県独自の取扱いがあるため、この項目を全て削除。
・ I -1-②-2	【項目及び本文の削除】 ・ 「(3)維持工事（複数年度の国債工事）」の請負工事費の構成について、本県の取扱いと違うため、この項目を全て削除。
・ I -2-①-1 ～ I -2-①-2	【本文の一部読み替え及び削除】 ① 直接工事費 1 材料費 ・ 「(2)価格」中の「入札時（入札書提出期限日）」を「公告時」と読み替える。 ・ 「(2)価格」中の「なお、設計単価は…」～「4) 1), 2)及び3)の方法により難しい場合…最頻度価格を採用する。」を削除。 ① 直接工事費 2 歩掛 ・ 「見積りの場合は、原則として…」～「なお、単価等に…によるものとする。」を削除。 (材料費の単価及び歩掛の決定方法が異なるため。) ・ 「佐賀県庁ホームページ>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>入札>建設工事関連入札制度等>積算等技術案内>公共工事及び設計業務等委託の積算について」内の添付ファイル「設計単価等決定要領」による。
・ I -2-①-4	【本文の一部読み替え及び削除】 5 諸雑費及び端数処理 (1)諸雑費 ・ 「1) 諸雑費の定義」中の「及び端数処理を兼ねて一括計上する」を削除し、「のため計上する」に読み替える。 (佐賀県では諸雑費による端数処理をしていないため。) ・ 「2) 単価表」を全文削除。 ・ 「3) 内訳書」を、2) の削除に伴い3) を2) とする。

基準書ページ	留 意 事 項
・ I-2-①-4	【本文の一部読み替え及び削除】 5 諸雑費及び端数処理 (2) 端数処理 ・ 「1)」の本文を「単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。ただし、施工パッケージ単価表の単価は、有効数字4桁、5桁目以降切り上げとする。」に読み替える。 ・ 「3)」の本文を削除する。 (端数処理の方法が異なるため) ・ 「佐賀県庁ホームページ>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>入札>建設工事関連入札制度等>積算等技術案内>公共工事及び設計業務等委託の積算について」内の添付ファイル「設計単価等決定要領」による。 【本文の一部読み替え】 6 注意事項 (1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について ・ すべて削除し、「諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の煩雑さを避けるため率計上するものである。」とする。
・ I-4-①-1	【本文の一部削除】 ① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について ・ 「2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法」を全文削除 (佐賀県の運用が異なるため)
・ I-5-①-1 ～ I-5-②-35	【第5章（数値基準等）をすべて削除。】 (数値基準が異なるため)
・ I-8-①-1 ～ I-8-①-2	【第8章（時間的制約を受ける公共工事の積算）をすべて削除。】 (積算方法が異なるため) ・ 「佐賀県庁ホームページ>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>入札>建設工事関連入札制度等>積算等技術案内>公共工事及び設計業務等委託の積算について」内の添付ファイル「時間的制約を受ける工事の積算について」によること。
・ I-13-①-1 ～ I-13-①-4	【第13章（総価契約単価合意方式）をすべて削除。】
・ 全体事項	【建設機械の排出ガス対策型の取扱いについて】 ・ 共通仕様書の第4.1節「環境対策」の表1-2及び表1-3に示す建設機械について、基準書に指定があるものはその基準とし、指定がないものは1次基準で運用することを基本とする。